

静清広域都市計画地区計画の変更（清水市決定）
都市計画清水駅東地区計画を次のように変更する。

名 称	清水駅東地区計画
位 置	清水市島崎町、袖師町字西浜及び相生町の各一部
面 積	約 6.7 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 清水市は「人と自然と港がおりなす快適清水の共創」を都市ビジョンに、21世紀におけるまちづくりを積極的に推進している。 本地区はJR清水駅や清水港に隣接した恵まれた立地であり、まちづくり総合支援事業及び駅東土地区画整理事業の施行により、本市の玄関としてふさわしい活力と魅力に満ちた都心づくり事業を進めている。 このため、地区計画の策定により健全な商業・業務地として誘導し、利便性の向上を図り、適正かつ合理的な土地利用と良好な都市環境を形成し、維持することを目標とする。
	土地利用の方針 ① A地区は、駅前広場、多目的広場に面した駅頭にふさわしいまちづくりを進める。 ② B地区は、勤労者総合福祉センター（清水テルサ）を核に地区中心にふさわしい賑わいと活気のあるまちづくりを進め る。 ③ C地区は、周辺の既存市街地とのつながりを重視したまちづくりを進める。
	地区施設の整備方針 土地区画整理事業等による良好な街区、道路等の維持、保全を図る。
	建築物等の整備方針 高度な土地利用を図るため、建築物の最低容積率、最低高さを定めると共に、魅力ある都市景観を創出するため、建物の用途、意匠及び壁面後退に配慮する。

地 区 整 備 計 画	地区の 区 分	地区の名称	A 地 区	B 地 区	C 地 区		
		地区の面積	約 2.5 h a	約 2.7 h a	約 1.5 h a		
建 筑 物 等 に 関 す る 事 項		<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 学校その他これに類するもの</p> <p>(2) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(4) 自動車教習所、床面積の合計が15 m^2を超える畜舎</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。)</p> <p>(6) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、及び個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</p>					
		<p>(7) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(原動機を使用する魚肉の練製品の製造業又は糖衣機を使用する製品の製造業を営むものを除く。)で作業場の床面積の合計が50 m^2以内のもの(原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が0.75 k w以下のものに限る。)を除く。)</p> <p>(8) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(9) 地階又は3階以下を住宅及び共同住宅の用に供する建築物(共同住宅の共用部分は除く。)</p>		(7) ポーリング場、スケート場、水泳場			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度			敷地面積 200m ² 未満は 40/1 0、敷地面積 200m ² 以上 450m ² 未満はその敷地面積に 1/250 を乗じて得た割合に 32/10 を加算して得た割合、敷地面積 450m ² 以上は 50/10
		建築物の容積率の最低限度	30/10	20/10	
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000m ²	3,000m ²	
	壁面の位置の制限			建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は門若しくはへいは、土地区画整理事業区域界より 5m、区画道路 8 - 1 号線 <幅員 = 8m> から 3.5 m の平行線内の部分に建築してはならない。	
		建築物等の高さの最低限度	14m	12m	
	建築物等の形態及び意匠の制限	外壁等の色彩は、清水港みなと色彩計画を尊重する。 次に掲げる屋外広告物は設置してはならない。 (1) 形状、規模、色彩、意匠その他表示方法が美観風致を害する恐れのある屋外広告物			
		但し、公衆便所、上屋、観光案内所、市民情報提供施設、待合所、公共用歩廊等公益上必要な建築物で市長が交通上、安全上、防火上、衛生上等支障がないと認めたものはこの限りではない。			

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

清水駅東地区計画 位置図

